

広島市教育委員会告示第4号

広島市告示第78号

令和8年2月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリーの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市立中央図書館条例（昭和49年広島市条例第70号）第8条第3項、広島市こども図書館条例（昭和28年広島市条例第19号）第7条第3項及び広島市映像文化ライブラリー条例（昭和57年広島市条例第35号）第7条第3項の規定により告示します。

広島市教育委員会教育長 松井勝憲

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリー

2 指定の相手方

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで